

## 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

(令和2年2月19日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

2 職員の給与及び費用弁償については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(給与)

第2条 職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項に規定する給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(報酬)

第3条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第9号）の規定により準用する千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を155で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして、千歳市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年千歳市条例第42号）第3条から第5条までの規定を準用して得た額に、道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第11号）第2条の規定により準用する千歳市職員の給与に関する条例（昭和26年千歳市条例第1号。以下「給与条例」という。）第8条の

3の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

(報酬の支給)

第4条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 月額で報酬を定める職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する職員であって、月の途中において職員となり、又は死亡以外の事由で退職したものの報酬月額は、当該月の現日数から当該職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 日額又は時間額で報酬を定める職員に対しては、当該職員の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(特殊勤務に係る報酬)

第5条 給与条例第11条第1項に規定する特殊の勤務に従事することを命ぜられた職員には、同条第2項の規定の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第6条 当該職員について定められた勤務時間（以下この項及び次項並びに次条、第8条並びに第11条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（第24条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50（夜間勤務に係る報酬）

第7条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

（休日勤務に係る報酬）

第8条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員のその休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（期末手当）

第9条 給与条例第18条（第3項及び第5項を除く。）から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	第18条の3まで及び附則第4項第3号	第18条の3まで
	職員	任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条から第18条の3までにおいて同じ。）
第18条第4項	基準日現在	基準日
	職員に	任期の定めが6月以上の職員に
	死亡した日現在。附則第4項第3号において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額	死亡した日)以前6月以内の職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額
第18条の2及び第18条の3	職員	任期の定めが6月以上の職員

- 2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の

任期の定めが6月以上の職員とみなす。

(報酬の端数処理)

第10条 第6条から第8条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合及び次条第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(報酬の減額)

第11条 月額で報酬を定める職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額で報酬を定める職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第12条 第6条から第8条まで及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第3条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間で除して得た額

(2) 日額による報酬 第3条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第3条第3項の規定により計算して得た額

2 前項に規定する年間の勤務時間は、規則で定める。

(通勤に係る費用弁償)

第13条 職員が給与条例第10条の2第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第10条の2第2項から第7項までの規定の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第14条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額については、道央廃棄物処理組合職員等の旅費に

関する条例（平成 26 年道央廃棄物処理組合条例第 4 号）の規定により準用する千歳市職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年千歳市条例第 19 号）の例による。

（職員の給与からの控除）

第 15 条 給与条例第 22 条の規定は、職員について準用する。

（管理者が特に必要と認める職員の給与）

第 16 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定めるものとする。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（令和 2 年度及び令和 3 年度における期末手当の支給額に係る特例措置）
- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に支給する職員の期末手当についての第 9 条において準用する給与条例第 18 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 100」とする。
- 3 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に支給する職員の期末手当についての第 9 条において準用する給与条例第 18 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 115」とする。